



2026年7月1日

各位

会社名 SAAFホールディングス株式会社
代表者 代表取締役 社長執行役員 左奈田 直幸
(コード：1447、東証グロース)
問合せ先 常務執行役員経営管理本部長 宗宮 伸英
(電話番号：03-6770-9970)

株主による臨時株主総会招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主である前俊守氏（以下「前氏」といいます。）より、会社法第297条第1項の規定に基づき、臨時株主総会招集の請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面（2026年6月30日付「臨時株主総会招集請求書」、以下「本請求書」といいます。）を2026年7月1日に受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本請求をした株主の概要

前俊守

前氏は、当社の総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6ヶ月前から引き続き保有している株主であります。

2. 本請求の内容

(1) 株主総会の目的事項

議題1 定款一部変更の件

議題2 取締役 左奈田 直幸 解任の件

議題3 取締役 坂口 岳洋 解任の件

議題4 取締役 和田 洋 解任の件

議題5 取締役 塚本 勲 解任の件

議題6 取締役 服部 千賀子（旧姓森本） 解任の件

議題7 取締役 仲岡 一紀 解任の件

議題8 取締役 田村 乃里子（旧姓馬場） 解任の件

議題9 取締役7名選任の件

(2) 招集の理由

本請求書の全文を別紙として添付しておりますので、ご参照ください。

3. 本請求への当社の対応方針

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以上

=配達証明= =親展=

〒135-0061
東京都江東区豊洲三丁目2番24号
豊洲フォレシア9F

SAAFホールディングス株式会社
代表取締役 左奈田 直幸 殿

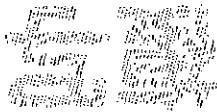
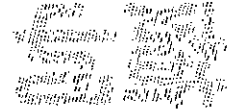


132-81-56440-2



〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
有楽町電気ビル南館5階552

弁護士法人ニューポート法律事務所 弁護士
戸田 裕典



受付通番：G02293796000100001 号





〒135-0061

東京都江東区豊洲三丁目2番24号 豊洲フォレシア9F

SAAFホールディングス株式会社

代表取締役 左奈田 直幸 殿

2026年6月30日



請求株主 前 俊守



〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

有楽町電気ビル南館5階552

弁護士法人ニューポート法律事務所 東京オフィス

TEL 03-6441-2760 FAX 03-6441-2761

上記請求株主代理人弁護士 戸田 裕典

同 弁護士 庄 司 竜太郎



臨時株主総会招集請求書①



請求株主前俊守（以下「請求株主」という。）は、貴社の総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主であるところ、その代理人である当職らは、会社法297条1項に基づき、貴社に対し、下記の事項を会議の目的（議題及び議案）とする臨時株主総会を招集することを請求します。なお、株主総会における採決の順番も下記議題順になるようにしてください。

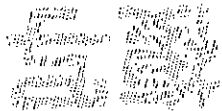
記

第1 株主総会の目的である事項

議題1 定款一部変更の件

議題2 取締役 左奈田 直幸 解任の件

議題3 取締役 坂口 岳洋 解任の件



受付通番：G02293796000100001 号



- 議題4 取締役 和田 洋 解任の件
議題5 取締役 塚本 勲 解任の件
議題6 取締役 服部 千賀子 (旧姓森本) 解任の件
議題7 取締役 仲岡 一紀 解任の件
議題8 取締役 田村 乃里子 (旧姓馬場) 解任の件
議題9 取締役7名選任の件

第2 招集の理由

1 本請求に至った背景・理由

2026年6月29日開催の貴社第8回定時株主総会において、会社提案に係る各議案（取締役7名選任の件を含む。）がいずれも可決され、左奈田直幸、坂口岳洋、和田洋、塚本勲、服部千賀子、仲岡一紀及び田村乃里子の7名（以下「現取締役ら」という。）が貴社の取締役に選任されました。

しかしながら、現取締役らをはじめとする貴社現経営陣には、以下に述べるとおり、株主の負託に背き、専ら自己の保身を図るという、コーポレート・ガバナンス上看過し難い重大な問題が認められます。請求株主は、かかる現経営陣に貴社の経営を委ねることはできないと判断し、現取締役ら7名全員の解任及び新たな取締役7名の選任を求めるとともに、後記のとおり取締役の解任決議の定足数に係る定款の変更を求めるべく、本請求に及んだものであります。

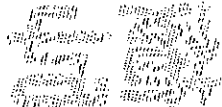
(1) 現経営陣による委任状の不行使という保身的行為

2026年5月12日、請求株主の招集許可決定に基づき、貴社の臨時株主総会（以下「本件臨時総会」という。）が開催されました。本件臨時総会において、請求株主は、当時の取締役7名の解任及び請求株主を含む7名の取締役の選任を提案し、他方、貴社（現経営陣）は、これらの議案がいずれも否決されることを目指して、議決権を有する全株主に対する委任状勧誘を行いました。

その結果、貴社は、本件臨時総会に先立つ2026年5月11日の時点で、少なくとも8万0731個の議決権に係る委任状を取得しておりました。ところが、貴社は、同日、自社のウェブサイト上において、取得した委任状を本件臨時総会に提出しない旨の方針を表明し、現に、本件臨時総会において、取得した委任状を一切提出しませんでした。

このような貴社の対応は、貴社に議決権の行使を委ねた多数の株主の意思を一方向的に無にするものであるばかりか、自らが取得した委任状をあえて行使・提出しないことにより、本件臨時総会の出席議決権数を意図的に定足数（取締役の解任決議につき、総株主の議決権の過半数。会社法341条）未満にとどめ、もって株主提案に係る解任決議に手続上の瑕疵（定足数不足）を生じさせることを企図したものとわざるを得ません。

現に、東京地方裁判所は、2026年6月22日付け及び同月23日付けの各仮処分決定において、貴社が取得した委任状が議長たる請求株主に提出されなかったことを前提として、本件臨時総会における解任決



受付通番：G02293796000100001 号

2/5 頁



議には定足数を欠く取消事由がある旨を判示しており、これは、まさに貴社による上記委任状の不提出（不
行使）がもたらした結果にほかなりません。

株主提案の当否は、本来、株主總會の場において、各株主の議決権行使を通じて正面から問われるべきも
のです。しかるに、貴社現経営陣は、自らが取得した委任状をあえて行使・提出しないという不当な手段を
用いて、定足数を意図的に欠落させ、株主による正当な経営陣の刷新（解任）を妨げたものであって、これ
は、株主總會制度及び議決権行使制度の趣旨を潜脱し、株主共同の利益よりも自己の地位の保身を優先す
る、極めて重大なコーポレート・ガバナンス上の問題であるといわざるを得ません。

（２）社外取締役による監視監督機能の欠如

しかも、貴社の社外取締役（塚本勲氏、服部千賀子氏、仲岡一紀氏及び田村乃里子氏）は、本来、取締役
会から独立した立場で経営陣の業務執行を監督し、株主共同の利益を確保すべき責務を負っているにもか
かわらず、上記のような現経営陣による保身目的の委任状の不行使という不当な対応に対し、何らの異議を述
べることもなく、役員に就任しております。これと照らし、社外取締役に求められる監視監督機能が全く期待で
きないことから、社外取締役を含む現取締役ら全員について、その適格性に重大な疑義があるといわざる
を得ません。

（３）解任決議の定足数に係る定款変更の必要性

会社法341条は、取締役の選任及び解任の決議の定足数について、定款で3分の1以上の割合を定める
ことを認めています。しかるに、貴社の現行定款は、取締役の選任決議の定足数を3分の1に軽減する一方
（第21条第2項）、解任決議についてはこれを軽減する規定を置いていないため、解任決議の定足数は総株
主の議決権の過半数とされています。このような選任と解任の定足数の不均衡は、上記のとおり、現経営陣
による委任状の不提出という保身的行為と相まって、株主による正当な解任権の行使を著しく困難にして
おります。従って、株主による経営監督機能の実効性を確保するため、取締役の解任決議の定足数を選任決議
と同様に3分の1とする定款の変更が必要であります。

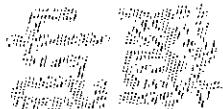
（４）小括

以上のとおり、貴社現経営陣は、株主の負託に背き、株主總會の手續を歪めてまで自己の保身を図るもの
であって、社外取締役を含め、株主共同の利益を確保するためのガバナンス機能を何ら果たしておりませ
ん。かかる取締役らに貴社の経営を委ねることはできません。そこで、請求株主は、貴社のコーポレート・
ガバナンスを抜本的に立て直すため、取締役の解任決議の定足数を3分の1とする定款変更を求めるととも
に、現取締役ら7名全員（左奈田直幸、坂口岳洋、和田洋、塚本勲、服部千賀子、仲岡一紀及び田村乃里
子）の解任及びこれに代わる新たな取締役7名の選任を求めるものであります。

2 株主提案の内容について

（１）議題1：定款一部変更の件

【議案の要領】



受付通番：G02293796000100001 号

3/5 頁



貴社の現行定款第21条（取締役の選任方法）について、その見出し及び第2項を、以下のとおり変更するものであります。（変更部分に下線を付しております）。なお、定款変更の効力は本議題が可決されたと同時に効力が発生するものといたします。

（現行定款）

第21条（取締役の選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（変更案）

第21条（取締役の選任及び解任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任及び解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

【提案の理由】

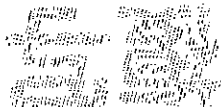
会社法341条は、取締役の選任及び解任の決議の定足数について、定款で3分の1以上の割合を定めることを認めています。しかるに、貴社の現行定款は、取締役の選任決議の定足数を3分の1に軽減する一方（第21条第2項）、解任決議についてはこれを軽減する規定を置いておらず、解任決議の定足数は総株主の議決権の過半数とされています。しかし、取締役の選任と解任とで定足数に差異を設けるべき合理的な理由はなく、かえって、株主による経営陣の監督・是正の手段である解任権の行使を著しく困難にするものです。現に、前記第2の1で述べたとおり、貴社現経営陣は、取得した委任状をあえて提出しないことにより出席議決権数を解任決議の定足数（過半数）未満にとどめ、株主による正当な解任を妨げるという保身的行為に及んでおります。株主による経営監督機能の実効性を確保し、選任と解任の要件の均衡を図るため、取締役の解任決議の定足数についても、選任決議と同様に3分の1とする定款変更を提案するものであります。

（2）議題2から議題8まで：取締役である左奈田直幸氏、坂口岳洋氏、和田洋氏、塚本勲氏、服部千賀子氏、仲園一紀氏及び田村乃里子氏の解任の件

【議案の要領】

取締役である左奈田直幸氏、坂口岳洋氏、和田洋氏、塚本勲氏、服部千賀子氏、仲園一紀氏及び田村乃里子氏を、それぞれ解任するものであります。

【提案の理由】



受付通番：G02293796000100001号

4/5頁



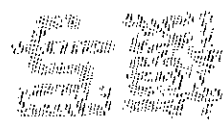
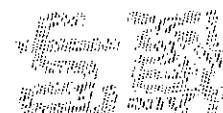
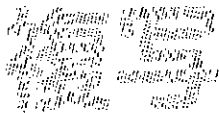
前記第2の1で述べたとおり、貴社現経営陣は、自らが取得した委任状をあえて行使し提出しないという不当な手段により、株主による正当な解任決議を妨げ、専ら自己の保身を図ったものであって、社外取締役を含め、株主共同の利益を確保するためのガバナンス機能を果たしておりません。貴社のコーポレート・ガバナンスを回復し、株主共同の利益に資する経営体制を確立するためには、現取締役7名全員の解任が必要不可欠であると考え、その解任を提案するものであります。

(3) 議題9：取締役7名選任の件

【議案の要領及び提案の理由】

貴社のガバナンスの立直しを図りつつ、業績を改善し、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資する体制に刷新するため、主要子会社である株式会社サムシングの創業者である前代表取締役を中心とした以下の候補者7名を、貴社の取締役として新たに選任するものであります。なお、各候補者と貴社との間に特別の利害関係はありません。また、候補者4岩田康裕氏、候補者5江本克也氏、候補者6池上聖次郎氏及び候補者7高橋隆敏氏は、社外取締役候補者であります。各候補者の氏名、生年月日及び略歴等は、次のとおりであります。

(臨時株主総会招集請求書②へ続きます)



差出人 〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号有楽町電気ビル南館5階552
弁護士法人ニューポート法律事務所

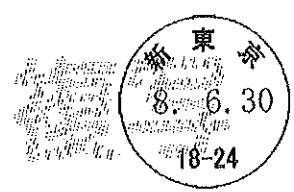
弁護士 戸田 裕典

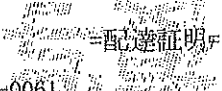
受取人 〒135-0061
東京都江東区豊洲三丁目2番24号豊洲フォレシア9F
SAAFホールディングス株式会社

代表取締役 左奈田 直幸 殿



この郵便物は令和8年6月30日
第13281564402号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G02293796000100001号
5/5頁





=配達証明= =親展=

〒135-0061
東京都江東区豊洲三丁目2番24号
豊洲フォレシア9F

SAAFホールディングス株式会社
代表取締役 左奈田 直幸 殿

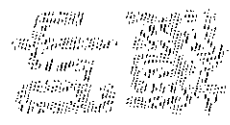
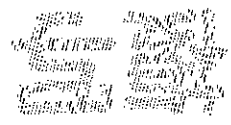
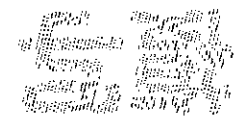
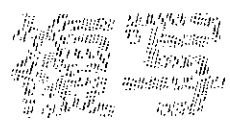
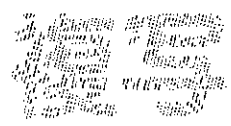


132-81-56441-3



〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
有楽町電気ビル南館5階552

弁護士法人ニューポート法律事務所 弁護士
戸田 裕典



受付通番 : G02293796000200001 号



2026年6月30日

〒135-0061

東京都江東区豊洲三丁目2番24号 豊洲フォレシア9F
SAAFホールディングス株式会社
代表取締役 左奈田 直幸 殿

請求株主 前 俊守

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
有楽町電気ビル南館5階552

弁護士法人ニューポート法律事務所 東京オフィス

TEL 03-6441-2760 FAX 03-6441-2761

上記請求株主代理人弁護士 戸田 裕典
同 弁護士 庄 司 竜太郎

臨時株主総会招集請求書②

(臨時株主総会招集請求書①からの続きです)

①取締役候補者1

(氏名・生年月日)

前 俊守 (1967年1月16日生)

(略歴)

1989年4月 株式会社ワキタ 入社

1997年6月 株式会社サムシング 代表取締役社長就任

2000年10月 サムシングホールディングス株式会社 (現 株式会社サムシング) 代表取締役社長就任

2001年6月 Something Re.Co.,Ltd. 代表取締役社長就任

2009年2月 ジオサイン株式会社 取締役就任

受付通番 : G02293796000200001 号

1/5 頁

2016年6月 株式会社CHR 代表取締役社長就任
2017年1月 株式会社サムシング 代表取締役社長就任
2018年10月 ITbook ホールディングス株式会社 (現 SAAF ホールディングス株式会社) 代表取締役社長兼営業本部長就任

2019年4月 株式会社サムシング 代表取締役会長就任
2019年7月 ジオサイン株式会社 取締役就任
2020年4月 株式会社アースプライム 取締役会長就任
2021年8月 ITloan 株式会社 (現 信栄保険サービス株式会社) 代表取締役会長就任
2021年8月 株式会社アイニード 代表取締役就任
2021年8月 みらい株式会社 取締役就任
2021年8月 東京アプリケーションシステム株式会社 取締役就任
2022年2月 株式会社東名 取締役会長就任
2022年3月 NEXT 株式会社 (現 NX Tech 株式会社) 取締役就任
2022年7月 ITbook テクノロジー株式会社 (現 NX Tech 株式会社) 取締役就任
2023年4月 ITbook 株式会社 代表取締役就任
2023年4月 株式会社イスト 取締役就任
2023年4月 クリッドパフォーマンス株式会社 (現 みらい株式会社) 取締役会長就任
2023年4月 株式会社kiipl&nap 取締役会長就任

(重要な兼職の状況)

該当事項なし

(取締役候補者として提案する理由)

同氏は、貴社の創業者であるばかりか、前代表取締役であることから貴社の事業を誰よりも深く理解しております。身に覚えのない内部告発や怪文書が出回ったことで、元経営陣から、辞任をせざるを得ないような状況に追い込まれてしまいましたが、貴社の事業を改善する上で、貴社取締役として適任者であると判断し、選任をお願いするものであります。

②取締役候補者2

(氏名・生年月日)

小白川 貢 (1972年3月24日生)

(略歴)

1989年4月 株式会社東北フジクラ 入社
1990年4月 第一貨物株式会社 入社
1992年4月 株式会社東部配管 入社



受付通番 : G02293796000200001 号

2/5 頁



2005年9月 株式会社サムシング 入社

2015年1月 株式会社サムシングホールディングス株式会社(現 株式会社サムシング) 執行役員就任

2018年4月 株式会社サムシング 代表取締役就任

2018年10月 ITbook ホールディングス株式会社(現 SAAF ホールディングス株式会社) 執行役員
退任

2022年4月 ITbook ホールディングス株式会社(現 SAAF ホールディングス株式会社) 執行役員就
任

2022年4月 株式会社東名 取締役就任

2023年4月 株式会社アースブライム 取締役就任

2024年12月 株式会社ユージン 取締役就任

2025年4月 株式会社サムシング 代表取締役副社長就任

(重要な兼職の状況)

該当事項なし

(取締役候補者として提案する理由)

同氏は、建設・インフラ関連事業において30年以上の実務経験を有し、現場から経営層まで一貫したキャリアを積み重ねてきた人物であり、特に、貴社及び同社グループにおいては、執行役員として持株会社体制下のガバナンス、グループ経営、事業ポートフォリオ管理に深く関与してきました。そのため、建設業特有の安全管理、品質管理、原価管理、人材育成といった分野に精通しており、グループ全体の事業基盤強化に貢献してきた実績は高く評価でき、貴社取締役としてグループの中長期的な企業価値向上に資することから、貴社取締役として適任者であると判断し、選任をお願いするものであります。

③取締役候補者3

(氏名・生年月日)

湊 初枝(1969年6月27日生)

(略歴)

1990年12月 Yohshin Investment (USA), Inc. 入社

1996年10月 株式会社東海銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 米州室投資銀行企画部 入社

2002年4月 日本シーガテック株式会社設立 代表取締役就任

2014年6月 株式会社エンバイオ・ホールディングス 取締役就任

2015年1月 東洋ケミカルラボ株式会社 取締役就任

2019年1月 株式会社テラサーモアジア設立 代表取締役就任(現任)

2023年4月 福岡大学資源循環・環境制御システム研究所 客員教授就任(現任)

(重要な兼職の状況)



受付通番: G02293796000200001 号



一般社団法人土壌環境センター 土壌汚染の除去等の措置の適用可能性試験に関する調査・検討部会委員
一般社団法人日本環境化学会 理事
(取締役候補者として提案する理由)

同氏は、土壌汚染対策の世界的リーディングカンパニーであるテラサーモグループのアジア地域統括会社である株式会社テラサーモアジアの代表取締役を務めており、土壌汚染処理業界における高度な専門知識と豊富な実務経験を有する人物であります。加えて、福岡大学資源循環・環境制御システム研究所の客員教授、一般社団法人土壌環境センターの調査・検討部会委員及び一般社団法人日本環境化学会の理事を兼任するなど、学術・業界団体の双方において指導的立場にある土壌環境分野の権威であります。貴社グループが中長期的な成長戦略として注力する土木地盤事業において、土壌汚染対策分野は高い成長性を有するとともに、既存事業との技術的・営業的シナジー効果が極めて大きいと見込まれます。同氏を取締役に迎えることにより、当該分野における事業拡大の推進力となるのみならず、同氏が代表を務める株式会社テラサーモアジアとの資本業務提携を視野に入れた戦略的パートナーシップの構築にも資するものであり、貴社グループの企業価値向上に大きく貢献し得ることから、貴社取締役として適任者であると判断し、選任をお願いするものであります。

④取締役候補者4（社外取締役候補者）

(氏名・生年月日)

岩田 康裕（1957年7月8日生）

(略歴)

1981年4月 日本エー・エム・ピー株式会社（現 TE Connectivity Japan 合同会社） 入社

1992年4月 日本航空電子工業株式会社 海外事業本部 入社

1999年2月 米国 JAE 副社長就任

2004年4月 インターナショナル・レクティファイヤー・ジャパン株式会社 入社

2011年1月 個人事業 KEIEI 開業（トヨタ自動車株式会社・アイシン精機株式会社（現 株式会社アイシン）・株式会社デンソー等の調査担当）

2022年12月 ワイエスフード株式会社 社外取締役就任

(重要な兼職の状況)

個人事業 KEIEI

(取締役候補者として提案する理由)

同氏は、日本航空電子工業株式会社にて海外事業本部をはじめ、米国現地法人で副社長を務めた実務経験を有しており、グローバル志向が強まる事業環境において、貴社グループが海外事業の機会を模索する際の示唆やリスク管理能力の向上に資するものです。また、上場会社であるワイエスフード株式会社の社外取締役を務めていた経験も有しており、貴社取締役会における独立性・透明性を確保し、中長期的な企業価値向



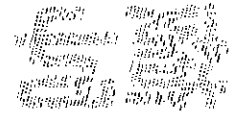
受付通番：G02293796000200001 号

4/5 頁



上に向ける人材の機能強化に寄与できます。以上から、貴社社外取締役として適任者であると判断し、選任をお願いするものであります。

(臨時株主総会招集請求書③へ続きます)

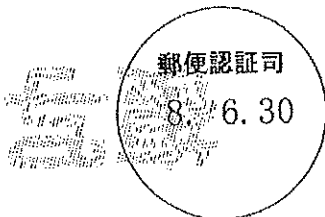


差出人 〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号有楽町電気ビル南館5階552
弁護士法人ニューポート法律事務所

弁護士 戸田 裕典

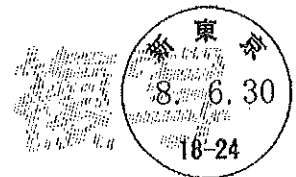
受取人 〒135-0061
東京都江東区豊洲三丁目2番24号豊洲フォレシア9F
SAAFホールディングス株式会社

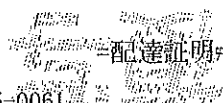
代表取締役 左奈田 直幸 殿



この郵便物は令和 8年 6月30日
第13281564413号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G02293796000200001号

5/5 頁





=配達証明= =親展=

〒135-0061
東京都江東区豊洲三丁目2番24号
豊洲フォレシア9F

SAAFホールディングス株式会社
代表取締役 左奈田 直幸 殿

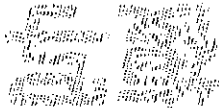
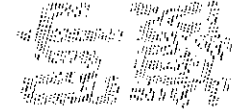


132-81-56442-4

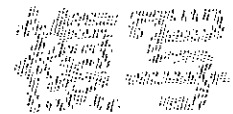


〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
有楽町電気ビル南館5階552

弁護士法人ニューポート法律事務所 弁護士
戸田 裕典



受付通番：G02293796000300001 号



2026年6月30日

〒135-0061

東京都江東区豊洲三丁目2番24号 豊洲フォレンシア9F
SAAFホールディングス株式会社
代表取締役 左奈田 直幸 殿

請求株主 前 俊守

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
有楽町電気ビル南館5階552

弁護士法人ニューポート法律事務所 東京オフィス

TEL 03-6441-2760 FAX 03-6441-2761

上記請求株主代理人弁護士 戸田 裕典
同 弁護士 庄 司 竜太郎

臨時株主総会招集請求書③

(臨時株主総会招集請求書②からの続きです)

⑤取締役候補者5 (社外取締役候補者)

(氏名・生年月日)

江本 克也 (1959年10月30日生)

(略歴)

1982年4月 東洋紡株式会社 入社

1992年～1996年 ドイツ駐在

2019年10月 株式会社ティー・エヌ・シー 退社

2022年12月 ワイエスフード株式会社 社外取締役就任

(重要な兼職の状況)

該当事項なし

受付通番 : G02293796000300001 号

1/3 頁

(取締役候補者として提案する理由)

同氏は、上場会社にて社外取締役の経験があるほか、大手化学・素材メーカーでの長年にわたる実務経験を基盤に、製造・材料分野の専門性と経営感覚を有する人物であり、同氏の素材・化学・製造現場での実務経験は、取締役会での多角的な事業戦略議論やリスク評価に対し、実践的かつ具体的な視座を提供できると期待されることから、貴社社外取締役として適任者であると判断し、選任をお願いするものであります。

⑥取締役候補者6 (社外取締役候補者)

(氏名・生年月日)

池上 聖次郎 (1954年3月8日生)

(略歴)

- 1972年3月 警視庁入庁
- 2004年3月 同庁上野警察署組織犯罪対策課長
- 2005年3月 同庁組織犯罪対策部管理官
- 2010年4月 行政書士聖法務事務所 (現 行政書士法人聖法務事務所) 開設 (現任)
- 2021年5月 サンリツテクノス株式会社 (現 三洋環境株式会社) 社外監査役
- 2021年5月 大可商事株式会社 社外取締役就任 (現任)
- 2022年6月 株式会社ブラコー 社外取締役就任 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社ブラコー 社外取締役

(取締役候補者として提案する理由)

同氏は、上場会社にて社外取締役の経験があるほか、公的機関である警視庁に長年勤務し、組織犯罪対策の責任者を歴任した法令遵守・リスク管理の専門家であると同時に、民間における法務実務・社外役員としての実践経験を有する人物であり、この多層的なキャリアは、企業経営の監督・助言機能強化を求められる社外取締役にふさわしいと言えることから、貴社社外取締役として適任者であると判断し、選任をお願いするものであります。

⑦取締役候補者7 (社外取締役候補者)

(氏名・生年月日)

高橋 隆敏 (1970年6月7日生)

(略歴)

- 1993年4月 KPMG ビートマーウィッツ株式会社 (現 KPMG 税理士法人) 入社
- 1999年4月 アクタスマネジメントサービス株式会社 入社
- 2002年2月 税理士登録



受付通番 : G02293796000300001 号



2020年10月 高橋隆敏税理士事務所開設
2020年6月 Vistra Japan 税理士法人設立 代表社員就任 (現任)
2021年6月 株式会社ブラコー 社外監査役就任 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社ブラコー 社外監査役

(取締役候補者として提案する理由)

同氏は、独立して税理士事務所を開設し、長年にわたって税務・会計業務に従事する中で、法人税務、連結財務諸表対応、税務戦略立案などの実践的知見を蓄積しており、取締役会における財務リスクの適切な議論に資する助言が期待できます。さらに同氏は、上場会社の監査役に就任しており、社外監査役として企業の内部統制・監査機能の実効性評価を担っており、この経験は、取締役会と監査機関との連携に関する理解や、社外取締役としての独立性・客観性の担保に資するものであり、取締役会における監督機能の強化を期待できることから、貴社社外取締役として適任格であると判断し、選任をお願いするものであります。

第3 招集の請求

以上、当職らは、請求株主の代理人として、貴社に対し、本書面到達の日から8週間以内の日を株主総会の日とする貴社の臨時株主総会を招集するよう請求します。

なお、貴社において速やかに上記臨時株主総会の招集手続がなされない場合には、請求株主は、会社法297条4項に基づき、裁判所の許可を得て自ら臨時株主総会を招集する所存であることを申し添えます。

以上

差出人 〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号有楽町電気ビル南館5階552
弁護士法人ニューポート法律事務所

弁護士 戸田 裕典

受取人 〒135-0061
東京都江東区豊洲三丁目2番24号豊洲フォレンシア9F
SAAFホールディングス株式会社

代表取締役 左奈田 直幸 殿

この郵便物は令和 8年 6月 30日
第13281564424号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番 : G02293796000300001 号

3/3 頁

